

立川市議会議員政治倫理条例施行規則

平成16年7月30日 公布

平成22年5月28日 改正

(目的)

第1条 この規則は、立川市議会議員政治倫理条例（平成16年立川市条例第29号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助団体の長)

第2条 条例第3条第7号に規定する団体は、立川市補助金等交付規則(昭和41年立川市規則第1号)の規定により補助金等を交付されている団体（以下「補助団体」という。）とする。

2 議員は、原則として、前項に規定する補助団体の長にはならない。

(宣誓書の提出)

第3条 条例第4条に規定する宣誓書は、第1号様式による。

(調査請求)

第4条 条例第5条の規定により調査請求をしようとする者は、第2号様式による調査請求書を議長に提出しなければならない。

2 前項に規定する調査請求書に添付する署名簿は、署名者本人による署名を要するものとする。

(調査請求の対象)

第5条 調査請求は、条例施行の日以後になされた議員の行為についてすることができるものとする。

(調査請求書等の不備の補正)

第6条 議長は、第4条第1項の規定により提出された調査請求書の記載事項及び添付書類に不備があるときは、概ね10日間の期間を定めて、その補正を命ずるものとする。

(調査請求の却下)

第7条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、調査請求を却下することができる。

(1) 前条の規定により補正を命じられた者が補正に応じないとき。

(2) 前条に規定する期間内に補正がなされないとき。

(審査会の会長等)

第8条 条例第6条に規定する審査会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠

けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第9条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の開陳)

第10条 審査会は、条例第7条第2項に規定する調査を行うに際しては、当該議員に意見を述べる機会を与えなければならない。

(委員の除斥)

第11条 審査会の委員は、調査請求が自己若しくは配偶者若しくは3親等内の親族の一身上に関係し、又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係がある場合については、その審査に加わることができない。

(傍聴)

第12条 審査会の会議の傍聴については、立川市議会委員会傍聴規則(昭和51年立川市議会規則第3号)の例による。

(委員の報酬)

第13条 条例第6条第2項第2号及び第3号に掲げる委員の報酬は、日額10,800円とする。

(委任)

第14条 この規則についての必要な事項は、議長が別に定める。

附 則 (平成22年5月28日議会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

宣 誓 書

私は、立川市議会議員として、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、立川市議会議員政治倫理条例を遵守し、厳しい倫理意識に徹して、市民全体の奉仕者として誠実かつ公正な政治活動を行なうことを誓約いたします。

年 月 日

立川市議会議員

立川市議会議長

殿

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）立川市議会議長
殿

（調査請求代表者）

住所

氏名

印

調 査 請 求 書

立川市議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づき、次のとおり調査を請求します。

記

1 違反している疑いがあると認められる者の氏名

2 違反している疑いの理由

立川市議会議員政治倫理条例第3条第 号

3 添付資料

（1） 請求者署名簿

（2） 違反していると疑うに足る事実を証する資料